資料１

≪吉川市廃棄物減量等推進審議会の概要≫

１　名称

吉川市廃棄物減量等推進審議会

２　設置根拠法令等

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）法第５条の７第１項
(2) 吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第１９条
(3) 吉川市廃棄物減量等推進審議会運営規則

３　所掌事務

市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。
(1)ごみ減量化対策に関すること。
(2)ごみの資源化対策に関すること。
(3)ごみの不法投棄対策に関すること。
(4)その他目的達成に必要な事項に関すること。

４　組織構成

審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)消費者関係団体の代表者
(2)知識経験のある者
(3)物の製造、販売等を行う事業者
(4)廃棄物再生業者
(5)市議会議員
(6)市長が認める者

５　委員の任期

委嘱日から２年（令和６年５月から令和８年５月まで（予定））

６　報酬

日額　６，６００円

７　費用弁償

市外に居住する場合で交通機関を利用したときは、吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給。

８　会議の開催予定

令和６年度は年２回の会議を予定しています。会議の内容は、５月頃にごみ処理の概要説明、１０月頃に昨年度のごみ処理の実績報告を予定しています。

令和７年度は、年２回の会議を予定していますが、計画の見直し等について審議する場合には、年４～５回程度、会議を開催することがあります。